



ケアの倫理とリベラリズム：
リプロダクション（生殖）をめぐる視角から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-10-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野崎, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/00016641

第2 講演

ケアの倫理とリベラリズム： リプロダクション（生殖）をめぐる視角から

野崎 亜紀子

はじめに

ご紹介ありがとうございました。野崎と申します。よろしくお願ひします。私は大阪府立大学とは、今まで特段、何か関わりを持ったことがございませんで、皆さま方も初対面であることが多いかという気がいたしております。現在は京都薬科大学で教員をしております。専門は法哲学です。法哲学というのは、一言で言えば、法って何？を問う学問です。社会に存在し、機能していると考えられる〈法〉とは一体どのようなもので、それはなぜ、どのように機能するのか、といった問いを立て、この問いに取り組む中で法的権利や義務、権能といった概念、意義や機能、構成のあり方について考える学問だと言ったら良いかもしれません。ただ法や権利というのは、一見すると目に見えてはわからないことも少なくありません。例えば目の前にある自転車の売買契約について考えてみましょう。自転車は変わらずそのままあるとしても、契約が成立するとその持ち主が変わる、というような劇的な？権利関係の変化が起こります。しかし目の前では何も変わらない、自転車はそこに置きっぱなしになっている、というように、法の機能する場というのはわりとバーチャルな局面も少なくありません。他方、法や制度が作られると、人はそれに従ってそれまでの行動を変えたりもします。法というのは考えてみるとなかなか捉え方の難しいもの

かもしれません。私は特に、そういうところで実際に受容されている、みんながもう受け入れていて、それに基づいて行動し、そこに法やルールが関与しているのだけれども、しかし、それを説明する法的な言葉がきちんと準備されていない、という局面に関心を持っています。なぜそうなるのかの説明が言葉によってなされないままに実際に法やルールが機能しているという、そういった状況や事態というのが、どうもこの社会の中にあります。そこに着目して法的言語で語ってみよう（語るべきだ）、ということが、私の研究上の問題意識なのです。

確かに、法哲学者を含め様々な法理論家は、いろいろな言葉を西洋近代の言葉として受け入れつつ、また日本独自の言葉も作りながら、今までやってきたわけです。けれどもなかなか法の言葉で論じるということが足りていない部分があるように思います。それには二つの意味があると考えています。一つは、法的な言葉で語るべき新たな局面が発生しており、従来の法が想定していないため、語る言葉がない、という場合です。そしてもう一つは、法は当たり前のことをわざわざ書いていない場合がありますから、改めて「なぜ」と問う必要が生じた時に言葉がない、という場合です。そういった問題について、必要ならば言葉を準備したいしすべきだ、というのが私の関心事なのです。

法哲学はもちろん、様々な人が研究していますが、私自身は、わりと当たり前のことでも論じられていない部分について法的な言葉を準備しようというわけですから、特段目新しい斬新な議論を展開するのではなく、当たり前に通じてきたことについて論じていこう、そして言葉がないからといって、まったく新しい言葉を作るのではなくて、既存の言葉で使えるところは十分に使っていこうという考え方です。ですから私のスタイルは、あまり目新しくなかったり、結論としては当たり前のことを論じていたりする人が多いのだろうと感じています。

法哲学の研究の中では、法を哲学探求の対象とする以上、様々な（時に非現実的な）思考実験ですとか、常識では考えにくいような理論、日常生活とどう結びつけて考えたら良いだろう、といった議論を扱う場合も少なくないですが、私自身は、あまりそういうことに関心がないのです。その

意味では、法哲学なのだけれども、一見するとあまり哲学的ではないように見えるのかもしれませんが。

法律は、書かなければいけないことを書きますけれども、普通、当たり前のことはいちいち書きません。公序良俗、公の秩序と善良の風俗に反するから契約は無効だとか言ったりしても、ではその公の秩序と善良の風俗とは何かということはいちいちリストアップなどしないわけです。ただもちろん、それに関わる裁判が行われれば、一つひとつの判断が明らかになりますし、それらが積み重なればその意味するところも見えてきたりするものです。

では私が想定している「法的な言葉が足りていないのではないか」と考えるものがどのようなものであるか、です。その一つは、家族についてです。家族についての法といえば、民法の中に家族法があるのですが、家族に関わる様々な問題について、あまり法理論は十分な言葉を準備して来なかったようです。どちらかという準備しないで済ませる状況が続いてきたのかもしれませんが。とはいえやはり言語化する必要のある部分があったはずで、しかも昨今の家族や子どもをめぐる問題を踏まえれば、今もつとあるはずで、そういったことについて考えたいと思っています。

現代社会で機能する法を支える考え方、思想ismである（第一講演でお話があった）リベラリズムは、最近旗色が悪いのですが、私自身は、一応法理論家の一人として法律に関心を持って研究する中で、リベラリズムのスタンスに足場を置いています。ただ、この思想が現実的にいろいろな批判にさらされていることも承知しています。

とりわけこのリベラリズムというのは、個人を基本単位としていて、個人の自由リバティを尊重する、個人の自律性を尊重する、ということに非常に重きを置き過ぎている、としばしば批判がなされます。個人の自由を尊重するという場合、そのフィールドに立つこと自体の難しい人のことをどうしてくれるんだ、という批判があることも重々承知していますし、これはとても大事な批判だと思います。ただ、ではもうリベラリズムという考え方は役に立たないから捨ててしまっていかが、というと、私はまだ見どころがあるし、捨てるには惜しいイズムだと考えています。何かうまく

行っていないのはリベラリズムのせいなのか、それともリベラリズムをうまく機能させない何かがあるのか。もう少し、そのリベラリズムということを見直して考える必要があるのだろう、と考える次第です。法律は世の中にたくさんあって、制度は作られていて、実際に世の中はそれとともに動いているわけですから、まったくのゼロから良い世界について考え、社会を変える法制度を作りましょう、というわけにはなかなかいかないのではないのでしょうか。そういうことをすると、しばしば最もいいところにはシワよせ（制度導入のコスト）が生じてしまうことも少なくありませんから。この枠組みの中でできることを考えたい、というのがここでのテーマになります。

これは非常に著名な文章だと思いますが、オルダス・ハクスリーの『すばらしい新世界』の冒頭に引用されている、ロシアの哲学者、ニコライ・ベルジャエフの言葉です。要するに、私たちはユートピアを目指してはならない、ユートピアを目指さないような方法を考える必要がある、そういうメッセージです。

ユートピアは、かつて考えられていたよりも、ずっと実現可能なように思える。われわれは今、従来とはまったく異なる憂慮すべき問題に直面しているのだ。ユートピアが決定的に実現してしまうのをどう避けるかという問題に。ユートピアは実現可能である。社会はユートピアに向かって進んでいる。おそらく、今新しい時代が始まろうとしているのだろう。知識人や教養ある階層がユートピアの実現を避け、より完璧でない、もっと自由な、非ユートピア的社会に戻る方法を夢想する時代が。（オルダス・ハクスリー（黒原敏行訳）『すばらしい新世界』（光文社古典新訳文庫））

こういうことを言っています。特に法学者は、社会はこうあるべきだという姿を想定して、その実現のために法律を新しく作ったり改定したりすることで社会を牽引していこう、ということに消極的です。危険視しているととっても良いかもしれません。

法律や制度というのは怖いところがあって、制度でこうします、こうしなければいけませんよというふうに言うと、（これは特に日本ではということもあるのかもしれませんが）一人ひとりの人間、私たちの一挙手一投足、それこそ手の上げ方下ろし方というのでしょうか、やや極端な言い方ですが、人の動き方というもの、行動の仕方を規定します。そうすると、人の考え方というものも徐々に、その動き方によって規定をされていく、作られていくのです。

だいたい、世の中をよくしようと思って、ユートピアを目指して、立法者たちは（そしてまたその助力をした様々な専門家たちは）法制度を作ってきましたが、その先に何が起こったのか、ということをおそらく私たちは歴史的に学んできているはずです。ユートピアを目指して立法、様々な法制度を作ってきたと、少なくともエリートたちは思ってきたのかもしれませんが、それによって行き着いた先というのは多くの場合、深刻なディストピアであったということは、わざわざ戦時体制の時のことを思い出すまでもなく、様々な局面で生じてきたのではないかという気がいたします。

法律家はしばしば、まどろっこしいし、ものごとを良くするために動いてくれない、と言われることがよくあります。こんな悪いことが、こんなおかしなことが起こっているのに、法律家はどのようにして法律による規制に消極的なのか、規制できる法律を新しく作るように、規制できる法律改正をするように積極的に活動しないのですか、と。けれども、社会の設計を計画的に考えて法制度を作りこれを牽引していくことの恐ろしさと同時に、それほど計画どおりに世の中は動かない、というように法律家は考えるのです。設計主義的なものの考え方とこれに伴う実践は、場合によって非常に多数の人々を不幸にし、場合によって命を奪う、そういうものが法律、あるいはそれを支えるイデオロギイにはあるだろうと考えております。この意味で法律家は、謙抑性というものを旨として物事を考えるわけです。

さて本日の話の論点は二つあります。一つは、私の生活に関わる〈私の問題〉と私たちの社会に関わる〈私たちの問題〉という考え方です。両者は一見すると別々のことのように見えるかもしれないのですが、実際には

〈私の問題〉の中に、〈私たちの問題〉は含まれている、ということです。今非常に抽象的な言い方をしてしまいましたが、また後に展開したいと思えます。

もう一つが、今も出てまいりましたリベラリズムで言うところの個人というものについての考え方・捉え方です。私の考えていることの基盤には、この個人というものを、どういうふうに扱おうかしらという問いがあります。この個人を支える環境整備がどのようにして可能かを考える際の方向づけが、そもそもリベラリズムには内包されているはずなのだけれども、その辺りのことがあまり議論されることがない、あるいは矮小化して議論される場合があるようにみえるのです。この辺りのことをもう少しこれから考えていきたいと思っていて、今日はちょっと提言というか、こういうふうな考え方がもともと内包されていませんかということとして、承継、引き継ぐということについて最後に一言、提唱したいと思っています。

1 人口をめぐる近時の状況

本日は「人口をめぐる近時の状況」についてお話ししようと思えます。今回、生殖・家族がテーマに掲げられております。生殖は多くの場合それによって近い関係というものが新たに作られ出来上がっていき、それが家族を形成するわけですけど（もちろんそこには様々な生殖、家族の形があることを忘れてはなりません）、法や制度という観点から生殖というものを扱う場合、大きく二つの観点があると考えます。つまり一方で、新しい子どもを生み出すことは、生み出す側のカップルがどのような家族を作っていきたいのか、という問題ということになります。この観点から捉えれば、生殖は非常にプライベートな〈私の問題〉として考えるべき事柄です。しかし他方で、この社会のメンバーとしての子どもを生み出すという観点からすると、今後どういうかたちでこの社会を維持・継続していくのか、という非常に公共的な関心も高いということになります。つまり〈私たちの問題〉として考えるべき事柄になる、というわけです。生殖をめぐるはこの両者の関係について考えていく必要がある、と考えられま

す。まずは公共的な観点、いわゆる〈私たちの問題〉として、この生殖問題を捉えてみようと思います。

そこで人口問題という視角から考えてみようと思います。ご承知のとおり現在、世界の人口は非常に増え続けています。爆発的增加という言い方もされるなどしており、その状況はしばらく継続すると考えられています。ただ、近い将来には、その増えるパーセンテージは緩やかになっていくだろうと言われています。これは予測なので、本当に何が起こるかわかりませんが、地域や時間によって取り組むべき課題を区別して考えるべきではありますが、長期的なスパンで人口の増減を捉えると、いずれ人口は減少していくことがリポートなどで示されています。

この、人口減少に伴う問題を先取りしている地域として、われわれ日本もあるわけです。国連が出している資料によれば、インドは別ですが、アジア諸国においては、もうすでに減少化傾向があるところも見て取れます。またヨーロッパの一部や北米も、すでに減少に転じています。

さて日本の状況です。すでにいろいろなところで論じられているのでご存じの方も居られるかと思いますが、2017年のデータによれば、2年連続で年間の出生数が100万人を割っている状況で、合計特殊出生率（一般的に言う生涯で女性が産む子どもの数、ここでは出産可能な15歳から49歳までの年齢を指しますが、その中で何人産むかです）は1.43です。またこうした状況が続いています。

このデータを、もう少し数字として捉えてみると、もう一つバージョンアップしてみました。今年2018年の9月1日現在で総人口は1億2642万人であり、予想によると2065年には1億人を割り込んでくるだろうと言われています。出生数に関しては、2016年は97万7千人程度だったのが、94万人ぐらいになっているということです。合計特殊出生率もポイントが下がっている。こういった状況下に、わが国はあるということです。

このような人口の状況下で、生殖をめぐる今について、以下お話を進めて参りたいと思います。

2 生殖をめぐる今

「生殖をめぐる今」ということで、気になっていることを今日いっくら紹介しながら、皆さんと一緒に考えることができればと思っております。気になっていることとして取り上げるのは、次の二つの事案です。

旧優生保護法下における強制不妊手術問題

生殖に関わる問題としては、今になってというべきかもしれませんが、旧優生保護法制下における強制不妊手術問題が今年の11月（当時）に大きく報道されて以降、今に至るまで、訴訟の提起と同時並行で都道府県等自治体における資料の調査等が行われ、また、当時の被害者である強制不妊手術をされた方々への救済立法に向けて国会議員らが活動していると聞いております。

ただこの問題は、今初めて明らかになった問題というわけではなくて、私も大学で教鞭を執るようになって16、17年になりますが、この間、またもっとずっと以前、私自身も大学院生の時分から知られていたことでしたし、少なくともこうした問題に関心がある研究者は場合によっては講義の一環として取り上げ検討してきましたし、私が担当する法学の講義でも取り上げてきたわけです。このたび2017年11月に、当事者の方が訴訟を起こす準備があることが報道されて以降、本当に大きな報道になったと思います。

これは旧優生保護法下における強制不妊手術という問題です。現在は法律の名称が変わっておりますけれども、歴史を顧みれば第二次大戦後の1948年に優生保護法は制定されました。その第4条に「その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは」うんぬんとあって、「申請しなければならない」という言葉で、優生手術（いわゆる断種等の不妊術）の強制的な実施につながる条項となっています。

12条には同様なことが書いてありまして、そういう疾患に関しては、規定する保護義務者の同意があった場合には「～申請することができる」という、こちらは任意の条項となっています。ただ実際問題としては、任意

であったとしても、きちんとした手続きが取られていたのかということについて非常に疑わしいという資料が最近発掘されているということです。なぜそれが残っていたのかという話もあるのですが、人知れずロッカーにありましたとか、キャビネットに入っていましたとかいうのがぼろぼろ出てきているような状況にある模様です。むしろ最近のものの方が、規定によって廃棄されているということに耳にします。

1996年に優生保護法という名の法律はなくなりました。それまで優生保護法という名前の法律があったということも驚きかもしれませんが、ともあれ1996年に母体保護法へと変わっております。

優生保護法という法律には戦前からその前身があるわけですが、とはいえ戦後にこうした法律ができるというのはわが国日本も不思議だなと思うところはあります。もちろん、優生思想というものが、それこそ20世紀の初頭、最も先進的な、エリート層の人たちが、それを素晴らしいと思って受け入れたという思想であったことについては、しばしば論じられるところかと思えます。

実際のところ優生保護法に関しては、加藤シヅエさんですとか福田昌子さんといった、女性解放運動などで、かなり大きな影響力をわが国で持った、こういう方たちが率先して優生保護法の法制定過程で役割を果たし作り上げて国会に提出をし、成立したという日本の状況というか流れというものも、また皮肉と言えれば皮肉な状況かなというところがございます。これは本テーマと関わる最近注目している一つ目の話です。

不妊治療の進展

もう一つ気になっていることは、不妊治療の動向です。最近、女性の働き方ですとか、婚姻のあり方ですとか、家族のあり方というのも変わってきて、なかなか子どもを産む機会、子どもを産もうという環境と個人個人の状況との間にずれがあって、産婦人科の先生などにお伺いすると「早いうちに産んでもらった方がいいんだけど、なかなかそうもいなくてね」ということがあります。

しかし、子どもを生む力、いわゆる妊孕力というのは年齢が進むにつれ

て下がっていくというようなことも言われておりまして、なかなか難しい状況がある。そこで不妊治療が、あちこちの不妊クリニックなんかで大きく宣伝されたりして、そうした治療、技術利用に非常に期待をかけておられる方々もいるということかと思えます。

現状、不妊治療はお金がかかりますので、それに対する助成制度が、かなり広く行われております。この状況がいろいろなかたちで報道されています。私もその情報を得たりするのですが、そこはちょっと気になっているところです。今日は、これを取り上げておきたいと思っています。

先ほど不妊治療にはお金がかかる、ということをお申し上げました。詳細は省きますが経済的な理由により不妊治療の継続が難しいケース、逆にこれだけお金をかけたのだから、また、これだけ耐えて頑張ってきたのだからきっと次は、と途中でやめられないケース、各々難しい問題をはらむのが不妊治療です。この治療への助成制度が昨今高まりを見せています。「特定不妊治療費助成制度の実績」（厚労省）を見れば、本当に右肩上がりの状況になっています。

生殖補助技術についてはいろいろな技術開発が高まりを見せていて、その恩恵を活用したいと願う人は多くしかし、経済的問題がある。それに対して国家、あるいは行政団体、地方自治体などが、金銭的な助成をしています。これが私がもう一つ、気になっているところでもあります。つまりはこういった助成制度という形での、国家あるいは自治体といった公権力と、個々人たちのプライベートな生殖との関わり合いが、どういう環境下でどういったあり方で行われているのか、です。この話は、今この事態と共存するもう一つの流れとともに捉える必要があるだろうと考えています。不妊治療では生殖補助技術の利用を実践するわけですが、その生殖補助技術は大きな進展を次々と遂げておりまして、例えば出生前に、おなかの中の赤ちゃんの状況が様々わかるようになってきています。赤ちゃんと言うほどまで大きくもなっていないような状況であるかと思いますが、出生前の診断であるとか、あるいは受精卵が女性の子宮内に着床する前の診断であるとか、そういった技術力が高まりを見せています。

数年前に新しいタイプの出生前検査が日本に導入されてきてまして、それ

は、それ以前の検査よりも、お母さんの体への侵襲の度合いが非常に低い検査です。わずかばかりの血液をお母さんから採取するといったことにとどまる検査です。それで何を測るかという、お母さんの血液の内部にある赤ちゃん由来の成分を計って一部の染色体異常の有無を検査するのです。これを非侵襲型出生前遺伝検査（NIPT）と言いますが、その検査精度が従来のその他の検査よりも非常に高いというようなことがメディア等によって喧伝されました。この時不正確な科学的理解に基づいた説明がなされるなどいろいろな問題が生じたこともあり、この検査技術を用いる医療者の側にもこの技術をすぐに一般診療に広げることへの懸念も示された結果、これを一般診療として実施するのではなくて、臨床研究として、高齢妊婦や過去に染色体異常のお子さんの妊娠経験のある人等を対象として特定の医療機関のみで始めましょうということからスタートしていたわけです。なお今年、臨床研究を経ていよいよこれを一般診療へと拡大利用していこうという流れがあるということです。

さてこの不妊治療において生殖技術の利用は、どういう環境下で行われているのでしょうか。これは体外受精が典型的ですが、生殖を外部からコントロールするわけです。となれば子どもが欲しくて不妊治療を受けるのだけれどもその際、そのようなコントロールによって授かった子の状態もまた、今申し上げたような検査技術の高まりによって、その詳細がわかります。子どもを作ることと、子どもの状態を知ること（ここでは遺伝検査により染色体異常の有無を知ること）とはなかなか切り離して考えることの難しい問題です。こうした環境下で不妊治療は広がりを見せていて、それに対して自治体・国が当事者たちに金銭的な助成を行う、という格好になっています。

子どもを持つ・持たない自由

さてこの二つの問題が、私には気になっていて、ここから今日のテーマに本格的に入っていきます。

今お話した二つの話はいずれも、家族をどのように作るかに関わっています。言い換えれば子どもを持つこと、にこれらのことはすべて関わっ

ているわけです。しばしば子どもを持つ権利ということが言われますが、この意味するところを子どもを持つ・持たない自由というふうに捉えておきたいと思います。

子どもを持つ権利という意味合いは、それぞれ主張する人によって、その言葉に持たせている重みが違っていて、もっと積極的に、「子どもを得ること、これは人間の基本的な権利なんだ」という主張もあります。

しかし現実的に、子どもを得るということは事実としてそんなに簡単なことではありませんで、妊娠してから子どもが体外に出て生まれてくるところまでには、様々な偶然ですとか、いろいろなことがあるわけで、そこまでを全部、基本的な人権だと言われると、それはちょっと現実とは違う話ではないかなと考えられます。それは権利が持つ意味合いの問題かもしれません。

いずれにしても、子どもを持つ権利、子どもを持つことに関わる問題というのは高度に私的な問題であり、かつ高度に公的な問題でもあります。なぜならば、この社会を維持・継続していくためには一定の人数が必要になってきますので、そういったことから、どれだけの数が生まれて、そうするとこれくらいの社会の規模をどのように維持していこうかと、こういったことは国家の大きな関心になりますので、非常に私的な問題であるということは受け入れながらも、同時に公的な関心事でもあり続けてきたということは、ここで確認しておかなければならないだろうということです。

高度に私的な問題として把握されると同時に、自分たちを含む社会の維持・形成に関わるような公的な問題として把握される、こういった問題は、基本的には個人の尊重をその社会秩序の形成と維持の基本的価値とする、西洋近代を出発点としたリベラルな社会を形成することを前提とした発想方法です。

国家は本来、個人の生命・身体の安全をはじめ基本的人権を保障することを第一義の役割として担っているものであるし、個々に異なる個人の各々の自由を保障する責務を負うという意味で国家は相当程度に複雑な運営・統治を実践する責務を負うことになります。もちろん国家には一定の

規模、大きさが必要となります。この意味で人口、その構成といったことに国家は関心を持つことが必要になってきます。

あわせてもう一つ、生殖というのは私的な問題の中にある自他関係問題をはらんでいます。つまり、〈私の問題〉だけれど、カップル、なかでも女性は、まさに私の中から子どもが生まれてくるわけなので、私の中にある他者（なかなかそのようには体感できないのかもしれませんが）という問題も考えなければなりません。

先ほど、子どもを持つ権利というのは、子どもを持つ・持たない自由の話としますと言いましたが、旧優生保護法制下における強制不妊手術の問題で、いくつか訴訟が始まっていますが、その中の一つに、妻が不妊手術をされたのですが、それに対して夫が原告に加わり、「私が家族を持つ権利を奪われたんだ」という主張が一部組み込まれている訴訟があるとのこと。これはなかなか難しい問題をはらんでいるように思われて、引き続き私も考えていこうというところです。

3 人口論という観点

人口政策論の変遷

この問題の公的側面について、人口論という観点から、もう少しだけ論じておきましょう。

日本で生殖に関わる問題として人口論の問題が高まりを見せるのは、1920年代にさかのぼります。高田保馬という人の名を聞かれたことのある方もおられるかもしれません。「産めよ殖えよ」という小論を書いたことが非常に有名です。1920年には第1回の国勢調査が行われますが、当時は非常に人口がどんどん増えているような状況で、この著しい人口増加をどうやって抑えるかということが、どちらかというとき当時の日本の人口論問題で、そこで生殖をどうやってコントロールするか、という発想が主流の議論でした。

しかし、この高田保馬という人は、ちょっと発想が違っていて、むしろ逆で、いずれ人口は減っていくことが予見される。当時すでに北欧諸国で

は、人口減少にいかに対処するかという問題が議論されていたわけですが、その辺りに関心をしっかり持って、人口問題対策の真の課題は来たるべき出生率の減少なんだ、人口減少の防止こそが課題なんだ、と高田保馬は主張するわけです。その一環として「産めよ殖えよ」という彼を非常に有名にした議論が示されることになり、結果的にこの議論は、その後政治のプロパガンダに使われていくことになってしまいます。この辺りの歴史的経緯の詳細については専門外ですが、社会経済学者の杉田菜穂先生による詳細なご研究がありますので、ここでは杉田先生の議論をベースにお話しさせていただきます。

人口論という観点から見た時、やはり人口の量だけではなくて、必ず質の重要性を認める議論が伴います。このことが優生思想の発想とつながってくるわけですが、当時のわが国日本における人口の質を問う際の優生思想は、実はヨーロッパ諸国とは毛色が違っていたということが指摘されます。

杉田先生は、社会実業家の海野幸徳の小論を取り上げます。そこで読み解かれることは、今私たちが優生思想というと、遺伝による性質の改善とか、こういった発想で優生の概念を捉えるけれども、日本で議論される際の優生思想というのは、個別の社会的な境遇の改善に接続をする、優境の概念との統合を意味すると考えられていた、ということです。

優境というものを端的に言うとなりのようなことになります。個別の状況の下で、個々の人たちが困難を抱えていたりするわけですが、こうした個別の境遇を優良な状況へと改良することを目指そう、というわけです。こうした意味の下、この優境の理念を内包した思想として優生という概念が導入されていて、戦後の人口問題の対策としての社会政策、なかでも家族政策の中に、この優境の思想が一定の影響力を維持したと考えられる、というわけです。

私はこの辺りのことを分析する能力はないのですがしかし、かなり説得力を持った検討・分析ではないかと考えています。その延長線上に現在の社会はあるのであって、次に述べる現在の少子化対策は、この優境という理念を底流としているのではないかと考えています。

少子化対策

日本政府が進めている少子化対策は、質・量の両面から子育てを社会全体で支えることが目指されています。目的は、量的な側面としては、すべての家庭が利用できるような支援をしようという発想があります。質的な側面としては、子どもたちがより豊かに育っていけるような支援をしようという発想があります。

この政策は、子どもがいる家庭に生じている、ないしは生じる可能性のある親の就労に関する問題点ですとか、子育てをする時間や場所、子育てに関わる機関、いろいろな施設のスタッフの就労環境ですとか、その他境遇上の問題の改善を図ることによって、量的・質的に子育ての充実を図ろう、という発想に基づいていると考えられます。

こうした政策が少子化対策の一環であることは明らかですね。いろいろな政策も同様ですが、こうした環境整備を行うことによって、お子さんを得ようとしている方たちに対し、子育てとともに社会生活を送る上での障害や負担を軽減して、出産への不安の低減を図り、ひいては出産に対するより積極的な姿勢へと誘導する。こういったことが政策的に求められるということになるわけです。実際、それが本当に十分かといういろいろな問題はありますが、少なくとも、そういう発想で議論がなされ政策が建てられようとしています。

ところで制度というのは、制度それ自体の良し悪しということもそうですが、その制度が、どのような環境で、どういった運用の状況にあるのかということと切り離して議論することはできないのだろうと思います。実際に子育て支援をするという状況が必要になってくる環境の背景には、就労の状況からいって、まだ若い段階で子どもを産むわけにはいかない、もう少し待って、もう少し仕事をして落ち着いてから、といったようなことが実際に起こってくるわけです。そうなれば当然、高齢出産となる可能性は高まり、生殖補助技術を利用することになります。

日本における生殖補助技術が非常に普及していることは、しばしば報道もされており皆さんもご承知かもしれません。現在かなりの数が生まれていることを示しておきます。日本産科婦人科学会によると、いくらかある

技術の中で体外受精に限っても、現状、年間の実施件数は42万件を超えていると言われていています。体外受精で生まれてきた赤ちゃんは、2017年現在で全出生数の20人に1人程度はいるという割合です。1983年が日本での第1例ですが、累計数は48万を超えていると言われていています。

不妊治療のクリニックの数や体外受精の実施件数は、他の諸国と比べても群を抜いて数が多いです。データが古いのですが、2010年調べですとヨーロッパ31カ国で体外受精の件数が55万件、また、アメリカは2009年に21万件ですが、これに対して日本は24万件ぐらいあるというのは、かなりの数という状況があるということです。

4 少子化対策の一環としての生殖補助技術利用に対する助成制度

こうした状況がある中で少子化対策がとられているということになります。少子化対策としての不妊治療に関しては助成制度があって、年齢制限、所得制限等ありますけれども、かなり広がりを持って多くの方に使ってもらえるようにというように行われています。

また国レベルでの助成の範囲を超えた自治体による助成も行われています。ちょっと珍しいところでは、千葉県浦安市では、若年の未婚の女性を含み、卵子凍結について助成制度を作りました（今年、その助成を終了することが報道）。かなり分け入ったところまで助成が行われているということであるかと思われます。

少子化対策というのは、先ほど言ったとおりですが、量的・質的側面、それぞれあって、すべての家庭が利用できる支援という量的側面、生まれてきた子どもたちがより豊かに育っていける支援という質的側面があるわけです。しかし、何が量的側面に基づく制度であり、また何が質的側面に基づく制度であるかは、必ずしも判然としません。公権力が生殖に対して直接かつ積極的に当事者に介入することについては、冒頭で述べた公権力による〈私の問題〉への介入といったよく考えなければならない事項があります。そこで金銭の助成という形式は、生殖への介入の仕方としてどのような関与・介入の仕方であるか考えるべきかを問う必要があるのではな

いか、と考えられます。

5 生殖補助技術の進展

さてそういった状況の中現在、先ほど申し上げたような新しい生殖補助技術が日本に導入されました。これがいわゆるNon Invasive Prenatal Genetic Test (非侵襲型出生前検査)、NIPTと言われて報道もされてきたところです。簡単にお伝えしておきますと、13番目、18番目、21番目の染色体異常について判定する検査技術のことを言います (導入当初)。非常に簡便な検査であって精度が高いと非常に広く報道されました。もちろん確定診断には至らない検査であるわけですが (当初はそのことさえも報道されませんでした)、それでも精度が高いということで非常に注目されたものです。

しかし、これはアメリカの会社の商品ですが、それが日本にいきなり入ってくることには、やはり大きな懸念が産科・婦人科の先生方にもあって、やはり遺伝に関わる問題でもあることから、この検査技術を導入するにあたって遺伝カウンセラーの関わり方を検討するといった内容を含んだ臨床研究というかたちで始めましょうという話になったわけです。

この研究は2013年4月からスタートしました。研究の進行につれて実施状況等の情報がメディアを通じてかなり報じられました。その報道内容をみると、こういう研究をやっているのはこの病院で、検査を受けた人は何人で、そのうち陽性判定が出た人はこれくらいいて、そのうちこれくらいの人が中絶したんですといった情報がメディアから次々に出てくるということになり、遺伝カウンセラーによるカウンセリングの話はほとんど報道されることなく、一体どうなったのだろうという状況が続きました (これはメディア報道の問題かもしれません)。

日本では法制上、胎児の状態を理由とする人工妊娠中絶は法的に許容されていません。刑法上は堕胎罪があった上で、先ほど出てきた旧優生保護法が転じて作られた母体保護法の中で、経済的な理由等を含め、基本的には母体の保護を理由とする場合にのみ人工妊娠中絶は許容されています。

そうした状況下でしかし、NIPT陽性判定で何パーセントの人が、何人が中絶しましたということが表立って次々に報道されるわけです。この地域の病院で何人中絶をしたという報道まで出てきていたわけです。

この検査技術は染色体異常の有無を明らかにするだけで、事後に妊娠を継続するかどうかについては、臨床研究のプロトコルの中で、きちんと遺伝カウンセラーからの説明があって、いろいろな支援があって、その中で当事者である母、あるいはそのカップルが決定する、当事者が行うというかたちになっています。

その際、本臨床研究の当事者は様々な個別状況を踏まえて、必要な情報やアドバイスを受けるという仕組みになっているはずですが、つまり、当事者には判断すべき事項について、よくよく考えるべき環境や情報が提供されていて、その環境下で当事者自身の自由意思に基づいて一定の判断をなすような手だてが講じられている。その結果として高率の人工妊娠中絶が当事者によって判断され、実施されている状況が生じているのだと、ここは理解しておく必要があるのかなと思います。陽性判定が出た方のうち9割を超える方が、中絶をされているということになっているわけです。

生殖補助技術が確立して、それが進展することは何を意味するかというと、生殖に対する外的コントロールが可能になり、それが広がっていくことを意味します。かつて、1890年代以降の世界規模で隆盛した優生思想に基づく、障害者に対する強制不妊手術であるとか、いろいろなことがあったわけですが、その当時に行われていたまさに優生思想（ただし日本では優境思想というものが強かった）を基盤として、法律的には強制不妊手術を許容してきたわけです。そのときの優生思想のあり方というのは、いわゆる公権力が直接に強制的に不妊手術を行っていました。あるいは任意だったかもしれないけれども公権力が大きな関与をして、命じて不妊手術を行うという格好になっていたと言い得るでしょう。

これに対して現代のこの状況というのは、そうではありません。公権力がそこに関与するわけではなくて、当事者に様々な情報、様々な相談の状況、環境を与えて、「さあ、決めるのはあなたです」という当事者が決定する仕組みを完備する状況になっているわけです。

かつての国家や権力による強制や制度上の不備といった、いわゆる「ハード」の問題ではない。私たち一人ひとりを持つ、「障害はない方がよい」とか「自分の子どもは健常者として生まれてきてほしい」という優生学的欲望、すなわち「ソフト」の問題として（これを内なる優生思想と称しますが）、各自に内面化された優生思想が、個人の尊重という現代法制の価値基盤（これはリベラリズムと言っていいかもしれませんが）によって容易に発露される環境が作られる、こういう状況にあるということができるとでしょう。

6 リベラリズムと生殖政策

〈私の問題〉と〈私たちの問題〉

ここでリベラリズムと生殖の問題が浮上します。ここでいまいちど〈私の問題〉と〈私たちの問題〉に戻らなければいけません。現代の法制はリベラリズムの考えに基づくというべきですが、このイズムに支えられる現代の自由主義法制下において、どんな家族を作るのかというのは、繰り返しになりますが、高度に私的な問題、つまり〈私の問題〉だと考えられます。公共的な問題、〈私たちの問題〉とは違って、〈私の問題〉であることの特徴は、それが〈私の問題〉であるかぎり、これは〈私の問題〉なのだから、その決定について「私が決めた」と言えば、それ以上の正当化の理由を問わないことにするというのが〈私の問題〉の眼目なわけですが（なお、必ずしもこれのみがリベラリズムの眼目と言うべきではないというのが私の主張ではあるのですが）。

ただし生殖というのは、こちらでも繰り返しますが、高度に私的な問題だけれども、それにとどまらない、当事者の中では完結しない、第三者である子どもを生み出すという活動なので、この社会の構成員を作りだす中心的な活動になるわけです。従って、子を生む者たちにとって高度に私的な問題である一方で、近代法制を支える社会を構成する個人を生み出す方法なので公的な関心もありますという話になるわけです。

だから、個人のあり方、生き方に対して基本的に公権力というものは、

中立性という言い方が正しいかどうかわかりませんが、不用意に不当に介入してはならない、というのがリベラリズムの基本的な発想方法です。これは前近代の、身分制に象徴される個人の生に対してかなり介入があった状態から、そうではなくて、もう近代において個人というものが発明されたわけですから（発見との関係については別途論じる必要がありますが）、誰それさんのところの、どういう身分の人、ではないその人として、〈私の問題〉に関して公権力が正当な理由なく介入しない、こういったことがリベラリズムの眼目にあるわけです。

これに対して〈私たちの問題〉というのは、これは〈私たちの問題〉なのだからあなたの嗜好によって決められる問題ではなく、だからあなたが決めたというだけでは決定に対して十分な理由とはなり得ません。これはよくあると思いますが、ある問いに対して、これは〈私（この場合は〈あなた〉になります）の問題〉とした場合に「あなたはどう考えますか」という問いへの答え方と、同じくこの問題を「〈私たちの問題〉とした場合にあなたはどう考えますか」という問いへの答え方とでは、同じ問題に対してであっても答え方が変わってくる場合があります。

これはよくあることでもあると思うのですが、いわゆるNIMBY (Not In My Back Yard) 問題です。私たちの町の人を使うゴミ処理場が必要である場合、ではそれをどこに作るのかが問われたとしましょう。仮にそれが自分の家の裏庭にごみ処理施設が建設されるという案が出た場合、どのようにこの問いを考えるべきか、です。確かに、ゴミ処理場が必要なのはわかるけれども、うちの裏庭は嫌だな、と私は思うかもしれない。しかしゴミ処理場は私たちにとって必ず必要なのだからこれは、私たちの問題として考え、決定しなければならないと考えられます。この時、私は私の家の裏庭だから（それは私が嫌だから）反対です、と主張することが、反対の正当な理由になるかという、それでは私たちの問題に答えるに耐える理由とはならない、というのがリベラリズムに基づく発想です。これはリベラリズムが前提とする公私二元論という考え方を前提としています。私たちの、この町の、この村の問題として、これをどう受け入れるか、受け入れないかという観点で議論をするという姿勢を、〈私の問題〉とは区

別して捉える、ということのリベラリズムは要求するわけです。つまりは集合的な帰結の問題として捉えることが求められるのです。だからこそ、〈私たち〉で話し結論を出す問題と、〈私の問題〉については切り離して考えましょう、ということになるわけです。ここがぶつかり合うところが生殖の問題です。

助成金制度の問題は、やや難しい問題ではありますが、お金を与える、助成をするという介入のあり方については、よくよく考える必要があります。一応、間接的であると思われるということで正当化されていると考えられますが、しかし、先ほども申し上げた通り制度というのはどのような環境で実際に運用されるのか、ということと切り離して考えるわけにはいきません。ですからこの生殖補助の技術がどういうふう機能しているかということを考えずして、助成金なんだから、間接的なんだから、で正当化できるとは必ずしも言えず、よく考えなければならぬ、というのが差し当たり、助成金に関して私が考えているところです。

関係的プライバシー権

もう一つ残された論点があります。これが、やはり一番大きな問題になってくるかなというところです。それが、私の中の〈私たちの問題〉です。この論点は、関係的プライバシーの観念という話になります。

プライバシー権というものの観念は、法学の中でも長らく議論されてきたのですが、近時、生殖の話とはダイレクトに関わらないのですが、自己情報コントロール権というような、自分がどういう人間であるかとか、どんな情報を持っているか（例えば情報が間違っている場合にはそれを修正するといったことも考えられますが）というものを自らコントロールする権利という角度、パースペクティブでプライバシー権ということが、特に憲法学の領域では語られることが多くあったのです。つまり個人というものに帰される観念として想定されることが少なくありません。

しかし他方で、〈個〉を基盤に置く近代法体系を維持するためには、個を育む環境の確保が必要条件です。プライバシーというのは本来、個を育んで、個としての活動の基盤となる環境を、国家、社会から介入を受ける

ことなく育む場であったはずで、つまりプライバシーというのは、本来は近代法体系の内部にあって、それを支えるために構想された観念なわけです。

個を生み出し育む環境の典型としては家族が想定されるわけですが、これは個人と家族との間に立つ相互媒介制度と位置づけられるでしょう。確かに家族は近代以前から事実として存在し続けてきた機関だけれども、これに法的主体としての個人を生み出したり育んだりする環境としての法的役割を付与する、これは近代法体系上も強く要請されてきて、当然の前提とされてきたことだろうと思います。

ただ、どうかたちの家族形態が典型となるのかということについては、少なくとも憲法などは具体的には言っていません。それは、立法政策としていろいろあるかもしれませんが、そのような具体的な想定が憲法の中から出てくるのか、というと私自身はそのような理解には懐疑的です。ただここは理解の仕方として争いのあるところかと思います。例えば、べつに妻と夫と言わなくてもいいですが、個を育み、個としての活動の基盤となる環境としては、一定のパートナーシップ関係や親子関係、あるいは長期的な介護ケア関係などという、契約関係が前提とするギブ・アンド・テイクには還元されないような関係性がここでは想定されると考えられます。プライバシー権というのは、こうした特定の関係に認められる特別な関係性の維持・継続の確保を権利として認めるものだと考えることができるし、そうでないとリベラルな社会自体が維持できないだろうということです。このことは、個人を個人として尊重するという近代法における要請に応える基盤としての環境と位置づけることを可能にします。

この関係性の維持・継続の保護を意味するプライバシー権というのは、先ほどちらりと述べました自己情報コントロール権というもの、個を基盤とする、まさに個人で完結するタイプのプライバシーの考え方、いわゆる自己完結型のプライバシー権とは異なる、高度に親密な関係性の創出・維持を目的とする、そういった関係的プライバシー権というものを意味していると思われます。

この関係の創出や維持というのは、対公権力との関係では〈放っておい

てもらふ権利)と言えるわけですが、これは、〈放っておいてもらふ〉という意味では非常に消極的な権利になるわけです。

しかし、ここで問題になってくるのは、関係性内の当事者は、その関係の維持に向けて、どういった権限なり権利なり義務なり責任なりというものを負うことになるのか、です。

具体的に、実際の現行法上は、家族の中には家族相互間に扶養義務というものがあります。なぜそれがあるのかについての言葉はありませんけれども、それはそういうものだとかたちで相互扶養義務が認められています。あるいは未成熟な子どもに対する親の高度な扶養義務も法的に組み込まれています。でも、それがなぜなのかということについては現在のところ言葉を有していない。それはそういうものだ、ということが前提になっているということです。

いずれにしても、そこでどういうことが考えられていたのかということをもう少し考えると、やはり、そこには、法学用語で言うと、いわゆるギブ・アンド・テイク型の契約関係に基づくような相互性とは一線を画する、ある種片務的な、一方向的な負担を関係性内のメンバーは持っている。そうでないとプライバシーは維持できないだろうと考えられます。

相互にギブされたからテイクする、テイクされたからギブするという関係ではなくて、一方向的な高度な扶養義務というのは、相手から何かを要請されたわけではないけれども、私はそれを負うし、する、というこういった片務的負担というものが、すでに近代法制の中に制度として織り込まれて実際に機能しているということです。

そこで、片務的な負担はどういったものとして理解すべきなのでしょう。一方向的な片務的な負担というのは、リベラルの中に組み込まれているのだけれども、一見すると非常に非リベラルな概念なわけです。しかし、これなくしてはプライバシーというものは成り立ってこないはずで、この状況をどういうふうを考えようかということです。

7 リベラリズム・再考——承継の観念——

最後になりますけれども、こういうことを提言しておきたいと思っています。近代法を支えるリベラリズムの思想というのは、社会を構成する基盤として、個人を他の何者でもない個人として尊重すべき価値を置くと考えられます。

これは、ともすると、先ほど自己情報コントロール権という言い方をしましたけれども、自己完結型のプライバシーを前提として、まさにインデペンデントというところに強調を置いて理解される傾向があります。この考え方は、共時的に考える、ということと親和します。つまり、何も引き継がない。親がどういう身分であったのか、どういう立場であったのか、どういう家柄だったのかということを引き継がない。あらゆるかたちで個人というものをゼロからスタートする。そういう個人を想定して、個人の資格をゼロから考える、いわば原始取得するものとして考えましょう、ということです。

これは、前近代から近代に変わる大きなインパクトを持った考え方の変化であるし、そうでなければならなかった事情はきっとあったのだと思います。しかし同時に、あまりにも当然であるが故におそらく言語化されてこなかったのかもしれない、そこには必ず何らかの通時性というものが織り込まれていただろうと考えられるのです。これを、私は承継取得という概念から捉えられるのではないかと考えております。プライバシー権を尊重するというののためには、個人を育む環境が個人の前提として要請されるのであって、その環境を必要とする存在に向き合ってしまった者は、毀損することなく自らが承継した環境をその者に対して用意する、ということなのです。このような意味として関係的なプライバシーを捉えて、したがって個人という人格の概念は、原始取得には還元できない前提を含んで捉えるべきではないかと考えます。

したがって例えば、親がこの社会の中で受け継いでいる何らかのもの、これはまだ不勉強でよくわからないところがあるのですが、大ざっぱに言うとも市民権的なものと言ってもいいのかもしれない。この社会でいろいろなしがらみを受けながら、でも、それなりに自由に生きている、こう

いったものを子どもに対して承継することは少なくとも、この現代のリベラルな社会では、親が子に対して負うべき片務的な負担であるだろうということになります。

子は、親の所有物とは異なる一人格であるので、生まれた子に対して特別の関係に立つことになった者は、向き合ってしまった存在としての子に対して、向き合ってしまった人間として、その子を対国家、対社会からの不当な介入から保護し、自律した個人として養育する権限と責務を有します。これが、ここで言うところの片務的負担であり、関係的プライバシーの中で果たさなければならない親の責務であり権限であるということになる、と私は考えています。

おわりに

向き合ってしまった人との関係ということ、私は昨今ずっと考えて論じています。リベラルというのは個人を中心に考える。契約主体でもそうですけれども、私の自己決定ということ、を非常に重要視する考え方だと言われています。それはそれで非常に重要なことです。

しかし、私の自己決定、私の生き方というものが、この社会の中で尊重されねばならないという、このイズムであるリベラリズムというのは同時に、私以外の方が私と同様に尊重されて維持されなければならないということなくしては語るができないはずですので、この前提でもう一度、個を尊重するということを考え直す必要があるのではないかと。

もし、そこにリベラルが言葉として足りないものがあるとするのであれば、これについて、それがどのようなことであるのか、考え論じ直してみる必要があるのではないかと私は考えています。その一つとして、リベラルが内包している、一見すると非リベラルな観念であるところの承継という概念について今後、検討を進めていきたいと考えております。

ちょっとまとまらない話で申し訳なかったのですが、以上が私からの話になります。ご清聴、どうもありがとうございました。

【参考文献】

- 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）（2017）『政府統計 平成29年我が国の人口動態 平成二七年までの動向』。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2017）『日本の将来推計人口 平成29年推計』。
- 杉田菜穂（2010）『人口・家族・生命と社会政策 日本の経験』法律文化社。
- 杉田菜穂（2013）『〈優生〉・〈優境〉と社会政策 人口問題の日本的展開』法律文化社。
- 辰井聡子（2002）「生命倫理と墮胎罪・母体保護法の問題点——人工妊娠中絶をめぐって——」『現代刑事法 その理論と実務 特集・生命倫理と刑事規制』42号。
- 利光恵子著、松原洋子監修（2016）『戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術』立命館大学生存学研究センター。
- 内閣府、文部科学省、厚生労働省（2017）『子ども・子育て新支援制度 平成28年度4月改訂版 なるほどBOOK』。
- 日本産科婦人科学会 倫理に関する見解
<http://www.jsog.or.jp/ethic/index.html>
- 日本産科婦人科学会（2017）「平成二八年度倫理委員会 登録・調査小委員会報告 2015年分の体外受精・胚移植等の臨床実施成績および2017年7月における登録施設名（1841）」『日産婦誌』第69巻第9号。
- 中山道子（1999）「公私二元論崩壊の射程と日本の近代憲法学」井上達夫・嶋津格・松浦好治編『法の臨界 [I] 法的思考の再定位』東京大学出版会。
- 野崎亜紀子（2001）「特別関係に基づく義務と責任」日本法哲学会編『法哲学年報2000 <公私の再構成>』有斐閣。
- 野崎亜紀子（2007）「私事・自己決定・関係性——プライバシーの観念という視点——」『高等研報告書 国際比較から見た日本社会における自己決定と合意形成（研究代表者／田中成明）』財団法人国際高等研究所。
- 野崎亜紀子（2014）「規範的關係論・序説」『千葉大学法学論集』29巻1・2号。
- 野崎亜紀子（2017）「<個人の尊重>と<他者の承認>——新型出生前検査から考える」『同志社アメリカ研究』53号。
- 森岡次郎（2006）「「内なる優生思想」という問題——「青い芝の会」の思想を中心に——」大阪大学教育学年報第11号。
- 山中美智子・玉井真理子・坂井律子編著（2017）『出生前診断 受ける受けない 誰が決めるの？ 遺伝相談の歴史に学ぶ』生活書院。
- Brock, W. Dan, Shaping Future Children, in James S. Fishkin and Robert E. Goodin eds, *Population and Political Theory*, Philosophy, Politics and Society 8, Wiley-Blackwell, 2010.

- Rao, Radhika, Property, Privacy and the Human Body, 80 *Boston University Law Review*, 359 (2000).
- Shachar, Ayelet, *The Birthright Lottery: Citizenship and Global Inequality*, Harvard University Press, 2009.
- Watson, R. Ronald ed, *Handbook of Fertility: Nutrition, Diet, Lifestyle and Reproductive Health*, Academic Press, 2015.